

陳情第2号

みなと悠悠についての陳情書

下記の者から別紙要旨による陳情書を受理したから、議会の審議に付する。

記

陳情者 京都府京丹後市弥栄町

有田 光亨

令和8年2月25日 提出

京丹後市議会議長 中野 勝友


令和8年第2回京丹後市議会3月定例会

陳情文書表

1 件 名 みなと悠悠についての陳情書

2 受理年月日 令和8年2月17日

3 受理番号 第2号

4 陳 情 者 京都府京丹後市弥栄町 
有田 光亨

5 陳情の要旨等 別紙のとおり

6 付託委員会 総務常任委員会



みなと悠々についての陳情書

主 旨

旧久美浜町時代から京丹後市へ引き継がれた物件であり、結果として取壊しになりました原因の究明。

理 由

合併前後の経緯等、また、私の陳情に対しての議会運営委員会での総務委委員長の整合性のない発言、理事者から提出されたお粗末な黒塗りの資料等々の説明を求める。

地方自治法 第124条の規定により陳情書を提出する。

令和8年2月17日

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

京丹後市弥栄町

有 田 光



みなと悠悠についての陳情書

主旨

旧久美浜町時代から京丹後市に引き継がれた物件であり、過去・また今年も陳情の記憶があるところではありますが、現在では取壊しが行われているとお聞きしております。

結果として、旧町時代に決めた無償譲渡が営業中には実施されなかったことについて、議会において明らかにすること。

理由

総括として、合併以降に今回の取壊し以外の京丹後市が負担した京丹後市の決算に計上された合計金額について。併せて、みなと悠悠が投資された独自金額それぞれの合計額はいくらになるか。

ひるこ神社に対して、合併後、みなと悠悠が支払った土地使用料の推移。

ひるこ神社に対して、土地使用料の値上げの推移と、京丹後市の保有するその書類一式

以上を調査・確認すること。

地方自治法124条の規定により陳情書を提出する。

令和7年8月26日

京丹後市議会議長 中野勝友様

京丹後市弥栄町 [REDACTED]

有田光亭



平成16年度京丹後市議会一般質問

中山市長発言

旧の久美浜町長の政治的なご判断で、無償の特約付にされたというふうに経緯としてはお聞きしております。

私、道義的には逆に利益を受ける十分な基礎ともなるような施設だとも思いますので、そういうような無償譲渡にするとということが、契約に盛り込むんだというようなことに至った段階で、公平性の点からみれば、改めて何らかの形で、少なくとも手を上げられた方々には連絡をされながら、あるいは公表して、そういったことは説明するのが道義的というか、手続の透明性の確保という点からは必要だったのではないかというふうに、私個人としては考えてございます。それは率直に言って、もう一遍、少なくとも手を挙げられた方に返ししながら、手続を進められるのが、私であれば、少なくともそうはしただろうなという感想は持っております。

久美浜町 職員発言

業者さんに無償譲渡ということをお伝えした段階での反応ですけれども、これにつきましては、はっきりと覚えていないんですけれども、若干覚えている部分では、こんなもんいらんけどなあというふうなことは、言われたことは記憶にはあります。貸していただくだけで結構ですけど、というようなことは言われたと思っております。

奥野議員 発言 決算審査について

平成15年度久美浜町一般会計決算については、

合併以前の事務・事業であるが、決して合併によってリセットされるものではなく、過去の全ても含め新市に引き継がれている以上、京丹後市議会は、審査並びに認定するという大きな責務が課せられている。

その中で、今後、京丹後市として次の3つの項目については、議会の慎重審議の経過を真摯に受けとめ、事業目的達成のため運営や事業の展開に関し、速やかに方針を決定し実行されるよう求めるものである。

- 記。1 くめ・クオリティ工場誘致について。
- 2 くみはまSANKAIKANの運営について。
- 3 旧久美の浜シルバーハウスの運営について。

最後に、もう一度申し上げます。今回の付帯決議案の目的は、継続審査で知り得た情報の中で、議会の意思を明らかにし、今後、理事者と議会がお互いに協力し、問題解決をしていく姿勢を市民に形として明確に示すためのものであり、市民から信頼される議員、議会かどうか問われると言っても過言ではないと考えております。以上であります。

あとのシルバーハウスについては、森議員も討論でおっしゃってましたように、やはり無償譲渡について、公募について、公正な、透明な手続がなされずに今日にきておるということについては、やはり14年度からの話とはいえ、15年度もその事業は展開されておるわけですから、そういう意味において、きちっと、やはりしてほしいかったというか、そういう展開をすべきであるという中で、2番目のようなことであります。

最後の久美の浜シルバーハウス運営についてということでもありますけれども、これらについて15年度までに終わった事業、14年度、15年度ということなんですけれども、やはりその辺の不透明な無償譲渡については、やはり5年間ですから、あと3年ですか、5年間の貸与期間ということがある。そういう中で、解体費用云々、それから今の資産としてどうだという、マイナスの資産だと。いや、数億円の資産だというようないろんな意見がある中で、市としてどうなんだと。市として、幾らの資産価値とするんだというようなことが残ってきとおると思うんですね。その答弁もこれからですということでありました。

それらの速やかな方針というのは、それらの考え方をまとめてくださいよという意味であります。この表現が適切かどうかということについては、お許し願いたいと思うんですけれども、そういう、簡単ですけれども、ただいま申し上げたことを指しております。

選挙前、ことし市長選と市会議員の選挙あったわけですが、選挙前からいろんな情報も、全市民に対して出され、そして関心がある中で、きょう現在に至っております。そしてまた、継続審査とするということについても、同意を得てのきょうに至る話であります。

いかに賛成者が少なくても、議会のあるべき姿、議員のあるべき姿を今回、大きな一つの試練だなど、私、実は思っております。新市の議会になって、そんな中で、反論するわけではないですけれども、平林議員さんも特別委員会で不認定の立場をとられた。同じ行動を、先ほどこの本会議場でもされた。同じ主張をされたわけですね。私たちも同じであります。

特別委員会で、いかに少数であろうとも、自分の議員としての意見を、この本会議場で改めて提出をさせていただく、意思表示をするというのは、当然の行為だろうと思っております

○12番（奥野議員） 市長は市長、我々は、議会は議会であります。

大統領制で、我々はもう選ばれておるわけですね。議員内閣制でも何でもなし。議会は監視、批判するのが第一の目的。そしてまた、政策提言もある。そういう中で、きちっとした議会としての意思表示をするというのは、当然の姿勢であると、スタンスであるというふうに、私は考えております。

○21番（小牧議員） 21番、小牧です。15年度久美浜町一般会計決算認定に対する付

付帯議案に賛成の立場で討論いたします。

提案理由にありました決算審査は、議論のしつばなしではなく、将来に向けて前向きな議会の考えを理事者に提示することが、議会の果たすべき責務として当然であるという提案理由には全く同感であります。

決算は、15年度旧町のもので、現在、当時の理事者はいませんが、3件とも新市に引き継がれている以上、審査した経過を、新理事者に付帯意見をつけ、審査並びに認定するという大きな責務を課せられているのは当然のことと思います。また、12月15日にくめ・クオリティより何らかの返事があると聞いておりましたが、いまだにないようです。今までの経過の中でも同じであります。

付帯決議がなければ、15年度久美浜町一般会計が賛成者多数で認定されたということだけで、今までの継続であったのが何なのか、特別委員会は何であったのか、市民は理解できないと思います。

旧大宮町の決算認定の中で、当時、議員であった我々も知らなかったクラブ後援会1,000万円、老人福祉施設へ1,500万円、専決処分処理をされている。この件は、今も市民より、どうであったのか質問を受けております。疑問のあった点はしっかり議論して、議員だけが知るのではなく、市民も共有しておくべきだと思います。特にこの三つの項目については、現在も継続している課題です。一定の結論は出しましたが、議会としては、付帯意見をつけ、今後を見ていく必要があると思いますので、賛成といたします。

○25番（今度議員） 議案第127号 平成15年度久美浜町一般会計決算認定に対する付帯決議案に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど、提案者の説明でもありましたように、今回の付帯決議案の目的は、知り得た情報の中で、議会の意思を明らかにし、今後、理事者と議会がお互いに協力し、問題を解決していく姿勢を、市民に形として明確に示すものであります。また、本案件については、市民からも不透明だとの意見も出されました。今日に至るまで、慎重審議してまいりましたが、結果的には問題がわかればわかるほど、なお疑問も残ります。

したがって、議会がこれ以上詮索することはやめて、今後は市長を初め、担当部署において、適切な、市民が納得のいく対応を願うことといたしまして、付帯決議案に賛成をいたします。

1 開催年月日 平成25年 6月26日（水曜日） 糸井部長発言

弁護士に相談の上、民法上は全く契約として問題はないが、行政上の課題としてはいろいろな問題があるだろうという指摘は、これを受けているということでございます。

この状況が続くことは行政上好ましいことではないということは認識をして

おります。譲渡の条件が成立するために、引き続き、丁寧に説得を続けてまいりましたが、5年間を経過した以降も既に4年間も経過しておりますので、法的手段も考慮しながら今後対応してまいりたいというふうに考えており市としましては5年間の契約期間が経過したからといって、すぐ強制力を発揮する形で無償ではなく、無償譲渡の条件を整わせるためには丁寧な努力はしてきたということでございます。今後の市の措置としましては、神社が承諾してくれないなら、賃貸借地権の譲渡を承諾してくれないなら、借地借家法19条の規定によりまして、裁判所に申し立てを行い、遵守の承諾に変わる許可を求めること。これを借地諸手続というそうですけど、それも検討していく必要があるというふうに考えております。

費用があるにかかわらず、一定これは市としては、このままほっておくことはよいとは思っていませんので、費用がかかってもやる必要があるというのが私は考えております。

(岩城管財収納課長補佐)

こちらが神社さんが言われる言い分になるんですか、当初90万でスタートしたわけなんです、これがもう5,000平米に対して90万ということで、余りにも安過ぎた金額からスタートしているということ

○ 今まで歴代課長、何回か交渉には行っておりますが、申しわけないですが、そこまで詳しい記録として残っていないです。ただ、いついつ行ったであるとか、そういった記録は全部残っているわけではございませんので、ただ、先ほども言いましたけれども蛭児神社との地代を上げてくれという交渉を。まあ、それには理由を聞きに行くであるとか、どういった理由でというようなことも、それはお伺いしてこういうことでしたという報告は残っていますが、そのときにあわせて直接契約をしてくださいということをお願いしておりますが、うちとしてその税が入ってこないとか、そこまで詳しい記録としては残っていません。

土地賃貸借契約推移

平成 3年 2月13日	900,000	
平成11年12月24日	1,212,000	
平成18年度	1,500,000	中山市長18から20纏め
平成19年度	1,750,000	
平成20年以降	2,000,000	
平成24年4月1日以降	2,300,000	

値上げに関して、市民に再度説明が必要。

久美浜町のサンカイカンの地代は平成16年から未だに変更なしの年間借地料378,636で変化なし。

何故みなと悠悠は何故大幅アップ？市民に再度説明が必要。

土地30年更新も議事録に改めて質疑を含めて残すこと。

政倫審での山田公認会計士は(株)くみはま縣の決算は杜撰と指摘。

みなと悠悠の無償と橋小学校の有償の違いを市民に分かりやすく説明を理事者に代わり説明を求める。

平成28年 9月30日(金) 谷口議員

実はみなと悠悠にかかわる賃貸契約の関係で、平成25年6月に総務常任委員会で固定資産税の問題もありまして、そういう話が出ることで、事前に所管事務調査を行ったというのが中身です。そのときに言われておりましたのは、久美浜町時分に、確か平成14年だったと思いますが、府から久美浜シルバーハウスを廃止するという申し出があつて、町としては、観光施設もあるのでそれを潰すのには惜しいということで、実は久美浜の町議会でも協議されて、できればあれを久美浜の一つの観光地の宿泊地という形の中で譲渡できないかということで、実はそういう結論をされて府から譲渡をしていただいたと。ところが、譲渡していただいた建物だが、では、管理を誰がするのかという話になったときに、公募という方式はとられたようですが、なかなか業者から応募があがってこなかったということで、定かでございませぬが、少し手を挙げてくれないかということでお願いに行かれたということで、最終的には手を挙げられたという形をとって公募したということが中身だそうです。ところが、その契約の中には、5年間という仮定をした上で、5年たてば無償譲渡という形で、そういう方式をとるとのことだったのですが、実は、特例という条件がありまして、その場合の無償に受ける場合は、下の土地、蛭児神社がいわゆる土地の使用料というものと、それから、甲、建物をもつ人が直接提携できるのであれば、そういう整理が整えば無償譲渡という方向にいかうということでしたが、なかなか土地の人がやはり・・・。

みなと悠悠は、久美浜町の安易で無責任な考え方で、結果的に払下を受け処分に困り、平成16年11月10日の旧久美浜町の説明と平成25年6月26日の説明は建前であり、実態は平成28年9月30日の谷口発言の通りであろう。

その間の糸井部長の(弁護士に相談の上、民法上は全く契約として問題はないが、行政上の課題としてはいろいろな問題があるだろうという指摘は、これを受けているということでございます。)また別に、(この状況が続くことは行政上好ましいことではないということとは認識をしております。譲渡の条件が成立するた

めに、引き続き、丁寧に脱得を続けてまいりましたが、5年間を経過した以降も既に4年間も経過しておりますので、法的手段も考慮しながら今後対応してまいりたいというふうに考えております。) (費用があるにかかわらず、一定これは市としては、このままほっておくことはよいとは思っていませんので、費用がかかってもやる必要があるというのが私は考えております。) 発言記録である。

その間、吉岡久美浜町長の政治的判断の無償譲渡について、当初での中山市長の発言は再公募とか透明性とか客観的な無難な発言から大きく後退して現状を是認し、今では久美浜町時代から48年間という約半世紀に亘る無償貸付が継続中である。

その間に中山市長の方針が180度変化したのはなぜか、経緯を考察また問質すべきであります。

京丹後市においては、市の施設等を使用・利用すれば使用料・利用料を市民はその都度支払を必要とされているが、このみなと悠悠は商売に利用しているが無料である。議員各位は市民に対して説明ができますか(学校の子供達に説明できますか)。

池田議員の発言で過去には悪代官とのたとえがありましたが、悪代官と悪徳商人まさに水戸黄門シリーズの現代版である。是正が必要です。